

2007年11月22日

扶桑町教育委員会
教育長 河村 共久 様

尾北教職員労働組合
執行委員長 川 崎 徹

駐車料金徴収についての申し入れ書

日頃は、扶桑町の教育行政にご尽力いただきありがとうございます。

学校現場では、いじめ・不登校・問題行動や虐待、あるいは発達障害・外国人子女などさまざまな支援を必要とする子どもたちが増えてきています。それに対して、担任一人の責任にするのではなく、全教職員で協力して支援・指導していこうと努力しているところ です。

さて、昨年度から教職員の自動車の駐車に対して、1か月2,000円の駐車料金が徴収されるようになりました。現場の教職員は、扶桑町の子どもたちのために、また扶桑町の学校のために献身的に努力しています。それなのに、逆に駐車料金を徴収され、尊厳が傷つけられていると、どこの職場でも教職員の怒りで満ちあふれています。

教職員にとっては、教育活動を行うために通勤時に自動車は不可欠です。早朝からの部活動や登校指導、あるいは勤務終了後の居残り仕事のためだけではありません。普段の勤務を続けるために、9割以上の教職員が自動車通勤をしています。とりわけ、保育園に子どもを預けて勤務している若い教職員にとっては、自動車はなくてはならない通勤手段です。

これに対して、通勤手当が出され、公務災害と同等の通勤途上災害補償が用意されています。通勤は、実態の上でも、制度の上でも公務と切り離すことができない行為なのです。この通勤があつてはじめて学校教育が遂行できるのですから、学校における自動車の役割は大きなものがあります。

そして、教職員はこの通勤用自動車を公務にも使用しています。出張のほか、子どもの家を訪問する際や、子どもが関わる問題が地域で発生した際などに自動車を使います。現在、自動車の公務使用が教職員には多いため500円減額されています。これは、一定の配慮と言えますが、本来の措置ではありません。むしろ、個人の自動車を町が借り受けている分の借用料を教職員に支払うべきであると考えられます。

このように、自動車は通勤の上でも、公務遂行の上でもなくてはならないものです。町行政は、扶桑町の学校教育に責任を持っています。自動車通勤に対して、その駐車場を教職員に提供する役割を果たしていただきたいと思ひます。

そこで、以下のことを申し入れる次第です。

記

- 1 駐車料金を徴収しないでいただきたい。また、今まで徴収した「使用料」は全額返金していただきたい。
- 2 さしあたり、今以上に減額を進めていただきたい。
- 3 定例教育委員会に校長・教職員・組合の代表を招いて、現場の実情や意見を聴取した上で、駐車料金徴収の是非を論議していただきたい。また、論議した結果を各学校へ文書で知らせていただきたい。